



# 友達になろう

**BE A FRIEND**

1994—95年度国際ロータリーのテーマ

- |                            |                                  |
|----------------------------|----------------------------------|
| ●国際ロータリー会長 ビル・ハントレー        | ●第2560地区ガバナー 大島 精次               |
| ●会長 高橋 一夫                  | ●副会長 石橋 育於                       |
| ●幹事 五十嵐晋三                  | ●副幹事 松谷 昊吉                       |
| ●SAA 平原 信行                 | ●副SAA 清水 良一                      |
| ●例会場 三条市旭町2-5-10 三条信用金庫本店内 | ●例会日 毎週水曜日 12:30~<br>TEL 34-3311 |
| ●事務局 三条市旭町2-5-10 三条信用金庫本店内 | TEL 35-3477<br>FAX 32-7095       |

出席者会員数

会員 79名中 55名

先々週出席率

93.24% (前年同期 89.61%)

ヴィジター

三条南より 小玉良彦さん、長谷川晴生さん、吉井正孝さん

三条北より 本間達雄美さん

先週のメークアップ

3/27 三条南へ 熊倉昌平さん

3/28 三条北へ 松谷昊吉さん、斎藤弘文さん、鈴木宗資さん、山田富義さん、  
金沢興宗さん、菊池 渉さん

会長挨拶

石橋副会長

ようやく春らしくなって参りました。

私は、これと裏腹に、昨年1年間は風邪を引かなかったのですが、暖かくなったこの時期になって風邪を引いてしまいました。

春の選抜高校野球の時期になりますと、ようやく春を感じるようになります。私は三条

商業高校（当時は三条実業高校）卒業ですが、私自身も高校時代は3年間白球を追っていました。そのためか、私も高校野球のファンの一人でございます。三条市内の高校も、甲子園を目指して頑張っていますが、なかなか目の出ないのが実情です。その為、何とかバッカアップしようと言うことで、“三条高校野球を愛する会”が1昨年発足しております。

今年の春の選抜大会は、阪神大震災の影響で開催が危ぶまれましたが、何とか、この3月25日に第67回の大会が開催されました。大会の選手宣誓の中に、被災者の方が少しでも勇気と希望が持てるように、真剣にプレイするとの話しがありましたが、私もまさにその通りだと思います。そして、球児たちが甲子園に出るまでの過程。血のにじむ様な練習と、その努力を分かってあげたいと、私は思っております。

#### 幹事報告 五十嵐(晋)幹事

◎日本支局より ロータリー適用相場変更のお知らせがとどいております。

4月1日より1ドル90円（現行レート98円）

#### 4月のお祝い

◎会員誕生祝 13日 寺沢洋一さん 17日 藤田紘一さん 22日 佐藤 武さん  
25日 中村和彦さん 26日 榎本 勝さん 26日 細井増雄さん  
29日 萩野保和さん

◎夫人誕生祝 11日 小越百合子さん（憲泰） 11日 寺沢明子さん（洋一）  
17日 丸山静江さん（行彦） 19日 滝沢キノさん（富雄）  
23日 高森美知子さん（章仁） 24日 捧 ミヨエさん（賢一）  
25日 高橋まつ子さん（政志） 26日 外山総子さん（一郎）

◎結婚記念祝 2日 杉野奎司さん 4日 丸山行彦さん 4日 斎藤 隆さん  
5日 渡辺宏策さん 6日 渡辺喜彦さん 7日 船越正夫さん  
9日 野村竹三郎さん 10日 吉井俊介さん 20日 川口浩一さん  
22日 松谷晃吉さん 23日 藤田説量さん 24日 田中 昭さん  
25日 高橋一夫さん 26日 川又嘉瑞範さん 29日 日戸平太さん  
29日 古沢富雄さん 29日 萩野保和さん

◎100%出席賞（年間） 3年 高橋一夫さん 2年 菊池 渉さん  
1年 斎藤 隆さん 1年 佐久間勝敏さん  
1年 高森章仁さん

◎100%出席賞（6ヶ月） 宇瑠間一知さん、渋谷正一さん、鈴木宗資さん、寺沢 博さん

#### ニコニコBOX ¥14,000

3月29日分

五十嵐(晋)さん 先週は遠征夕食会、大変楽しい一時を過ごしました。親睦委員会の皆様ありがとうございました。

渡辺(宏)さん 今町小林屋の例会で楽しみました。

五十嵐(総)さん 春の遠征夕食会、楽しいひとときを過ごさせて頂きました。

平原(信)さん 先週のグルメ例会、親睦委員会さんのいきな料亭での例会ごくろうさまでした。

外山(雅)さん 先日の夜例会、幹事さんご苦労さまでした。お陰様で勢いづき、次の会で沢山飲むことが出来ました。

荻野 さん 先週の春の遠征夕食会では、あまり飲まずに出された料理を全部平らげました。ごちそう様でした。親睦委員会の皆様大変有難うございました。

五十嵐(力)さん 3月22日の夕食例会に多数のご夫婦から参加頂きありがとうございました。担当委員長としてお礼まで。

榎本 さん 本日、車の免許書き換えに行って来ました。目の検査で年齢の差をつくづく知らされました。しかし、次の更新は5年後となったので嬉しいです。

池田 さん このところ高血圧、白内障がすすんで、21年間つとめました市内の学校の校医をやめました。3月24日、校長先生、PTA会長から感謝状をいただきましたので。

藤田(紘)さん 岩井先生の卓話に!!

広岡 さん 孫の通知表が良かったので。

#### ロータリー財団ボックス ¥53,000 3月29日分

佐藤(吉)さん 3人同時に大変です。長女が短大入学、次女が高校入学、三女が中学入学。

五十嵐(総)さん 長女が大学無事卒業、三女が短大無事卒業。

佐久間 さん 次女が海上自衛隊に4月7日に入隊することになりました。

山田 さん 長女が高校、次女が中学生になります。

細井 さん 長男が4月より広島の大学へ就職しますので。

## 卓 話 岩井数央会員

阪神大震災のあとで高橋会長から、地震に遭った場合の税金に関する話をしてほしいとの要望があり、色々と情報を集めてみました。

個人と法人。法人の中で、被災した法人、直接被災はないが、取引、その他で関連のある法人。そして、帳簿の焼失、帳簿以外の焼失資産など。これからどう対処したらよいか、要約しながら話を進めたいと思います。

### 個人の場合

被災した方は税金どころではないと思います。当然大きな被害を受けた訳ですから税金を納める必要が無いでしょう。ところが、今回の震災は年が明けた1月17日に起きました。したがって平成6年の所得については申告をする、あるいは年末調整を受ける必要があり、震災による様々な控除は本来ならば平成7年の申告でやらなければならない。しかし、今回税務当局は平成6年に震災に遭ったことにして、昨年度の所得から控除を受けても良いとの特例を出した。この事は非常に素晴らしい事だと思います。

### ○個人の資産（住宅、家財等）

雑損控除と災害減免法による控除の2通りの方法があります。この場合納税者は、有利な方を選択出来ます。但し、別荘等の被害の場合は、この控除特例を受ける事は出来ない。他に土地、建物の譲渡があった場合は、その譲渡所得から別荘等の損失分は差し引く事ができる。

### ○営業用の資産（店舗、工場等）

所得を計算する場合、売上げ原価、経費というようにして計算する時に、当然、経費の中に災害損失金として処理しても良い。

復旧費用については、法人の場合も同じですが、今すぐに復旧しようと思ってもなかなか復旧工事が進まないのが実情です。この場合、震災後1年内に復旧し、その費用見積りが適正に成されれば実際に工事が成されていなくとも必要経費にしても良いという取り扱いが示されている。

### 法人の場合

#### ○被災した法人

災害損失引当金、災害損失引当特別勘定等で1年内の災害復旧費用を見積計上することが出来る。



今回の震災での会社（法人）の一番の恩典は、これは、震災直後に神戸商工会議所から要望が出されておりましたが、災害による損失金を前年に繰り戻して法人税を返してもらう事が出来るという事です。以前は、決算を組んで赤字の場合、前年が黒字であれば、前年に遡って法人税を返してもらう制度があったが、昨今の国の財政赤字の為に、現在この制度は凍結されている。しかし、今回の震災に限っては、この制度の適用を受ける事が出来る。前年に利益を出し、沢山の法人税を納めている企業は恩典に浴する事が出来るが、前年に赤字であって、法人税を納めていない企業は恩典に浴する事が出来ない。所謂、儲かったときには大いに納税をして国に貯金をしておき、災害に遭ったら、それを返してもらうというような感じになるわけです。

受取配当、預金利息に掛かる20%の源泉税についても、従来は、会社の所得計算をして、法人税が出た場合はその法人税から源泉税を差し引いて納税する。また、赤字（法人税が無い）の場合は、天引きされた源泉税は返してもらう事が出来る制度があった。しかし、この源泉税の戻しについても、国の財政難から現在は凍結されている。今回の震災に限っては、これら源泉税の戻しについても適用される事となった。

今回の震災にあたっての政府の方針で素晴らしい事は以下の3点です。

- ・本来なら平成7年の申告で処理すべきものを、平成6年に遡って出来る。
- ・法人税の戻しを受ける事が出来る。
- ・源泉税の控除を受ける事が出来る。

#### ○直接被災をしていない法人

罹災した取引先に対する支援の意味合いで、売掛金、貸付金の全部あるいは一部を免除してあげようという場合、従来は、全額寄付金となっていた。今回は、こういった義侠心のある法人に対しては、全て単純な経費として扱うことが出来る様になっている。また、無利子あるいは低利融資をした場合、本来は、通常の金利との差額は寄付金となるが、今回に限っては別に考える必要がない。

取引先に対する災害見舞金等は、取引先の復旧過程で支出したものは、全て交際費にしないで普通の経費として扱う。これは、金額を問わない（通常は、社会常識に照らしあわせて妥当かどうかの物差しがあった）。

災害見舞金に当てるために、同業団体等が傘下の組合員に対して見舞金の拠出の要請して、これに対して拠出した場合、募金の趣意書等で、被災者や被災地の自治体等に渡したことが明らかになっておれば、全額、普通の経費でよろしいということになっている。

自社製品等を被災者に提供した場合は、広告宣伝費に準ずるものとして経費扱い出来る。従業員から募金を受け、会社の分と合わせて赤十字やマスコミ等に寄付した場合で、従業員から、自分の給料から寄付金控除をしたいとの申し出があった場合、地元の税務署で確定申告により控除を受けられる取り扱いがあるようです。

## 帳簿等が焼失した場合

帳簿等が焼失、散失した場合にどうするかという事については全く取り扱い方が示されていない。ということは、帳簿が焼けていようがどうしようが、とにかく会社であれば通常の決算を組んで申告しなければならないという事になります。これは、なかなか大変な事だと思います。

小さい会社であれば、適当に申告をして税務署の出方を待つという事も出来ますが、ある程度の大きな会社になればそれはいかなくなります。場合によれば、青色申告の取消という事態も起こります。となれば、ある程度の大きな会社は、あらゆる手当をして帳簿の復元に努めなければならないという事になります。

帳簿の復元の仕方ですが、コンピュータのデータフロッピーが別の場所に保管してあり焼失を免れれば復元は容易です。それが無ければどうすれば良いかを考えてみると、

- ・税務署で前期までの申告書類を見せてもらう。
- ・取引先で1年間の取引内容をコピーさせてもらう。
- ・預金等については、銀行などでコピーさせてもらう。

等が考えられますが、あらゆる方法を使って、出来るだけ本当に近い姿に作って申告する必要があります。

ここで一つ、難関があります。消費税です。消費税というのは、預かった消費税から支払った消費税を差引きして国に納めるわけですが、この際の、支払った消費税というのは1件1件についての裏付けが無いと、国は認めてくれません。このように、消費税については、仕入れ額が合計いくらだから、支払った消費税はいくらです、ということでは本来駄目なのですが、今回の震災に関しては、特例としてこれを認めています。

私がここで申し上げたいのは、消費税と法人税、所得税の違いについてです。法人税、所得税というのは、差引き所得をいくら出したという事を申告する。消費税というのは、預かった消費税から支払った消費税を引いた残りがあれば、それを申告する。しかも、支払った消費税については、支払った証拠が無いと認められないという事を頭に入れておいて頂きたいと思います。

## 焼けた資産について

- ・現金 紙幣 3分の2以上で全額。5分の2~3分の2で半額交換。

灰がそっくり残っていて、間違いなく札束だとわかれれば交換出来る。

- コイン 硬貨であるとの認識が出来れば交換出来る。

- ・預金通帳 金融機関により差があるが、通帳、印鑑が無くとも本人確認が出来れば、払い出し出来るようです。

- ・株券 災害証明書をもらって簡易裁判所に公示催告の申立てをする。除権判

決は約1年かかり、費用は5万円位かかる。除権判決後、発行会社で再発行を受けることが出来る。

### ・小切手、手形

振出人のところへ行って事情を話しても、本当に燃えたかの確認が出来ない為、おそらく、支払いはしてくれないだろう。株券と同じように公示催告の手続きを取る必要がある。お互いに信頼関係のある相手であれば、当該小切手等が後になって出てきた場合に責任を持つという念書を入れれば支払ってくれる場合があるかもしれない。

### ・公債、社債

公示催告の手続きで再発行を受ける事が出来る。

### ・土地建物の

#### 権利書

但し、無記名のものはどうしようもない。

燃えても問題は無い。

登記をする場合は保証書という制度がある。司法書士に依頼をすれば保証書を作ってくれるので、その保証書によって権利の移転等は出来る。

## 結論

結論としては、自分の所には出来るだけ燃えたら困るものは置かない。銀行や証券会社に預ける。あるいは、貸金庫に保管をする。という事に尽きるかと思います。

更に、大事な財産は、手帳等に券面額、銘柄、番号を記入して肌身離さず身につけておく。コンピュータについては、地震等で倒れないように、台を床に固定し、コンピュータそのものも台からずり落ちないよう固定しておく。また、データフロッピーは分散して保管する事をお薦めします。コンピュータルームは鉄骨、鉄筋コンクリートで造っておくとよろしいかと思います。

それに、金庫ですが、せっかく金庫に入れながら、今回丸焼けになったのが沢山あります。耐火時間によって金庫の値段が違います。安い金庫は耐火時間が30分、高い金庫は1時間でも大丈夫だという事で、そういう差があります。“安物買いの銭失い”にならない様に、もう1回、そういうものの再点検が必要かと思います。

以上で終わります。どうも有難うございました。

三条RC	4月5日例会	卓話 「意識呼吸は意識革命を起こす」 関根溶孔殿
	4月12日例会	3クラブ合同講演例会 PM12:30~ 於 VIP
	4月19日例会	卓話 日戸平太会員
三条南RC	4月10日例会→4月12日例会	三クラブ合同講演会
	4月17日例会	卓話 馬場一敏会員
	4月24日例会	早朝例会 於 本成寺
三条北RC	4月11日例会→4月12日例会	三クラブ合同講演会
	4月18日例会	卓話 味方義一会員
	4月25日例会	夫人同伴パーティー